|  |
| --- |
| 証書整理番号 |
|  |

|  |
| --- |
| 収入印紙 |

請　　　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　宮城県知事　村井　嘉浩　殿

住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

（TEL　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の名称 | 令和７年度宮城県警察勤務管理システム広告掲載に関する契約 |
| 契約金額 | 　　　円（うち消費税及び地方消費税は　　　　　　　円） |
| 契約保証金 | なし |
| 広告掲載期間 | 令和○年○月１日から令和○年○月31日まで |
| 契約の内容 | 宮城県（以下「発注者」という。）は、発注者が宮城県警察勤務管理システム（以下「勤務管理システム」という。）内に表示する給与支給明細書等照会画面及び支給明細書（勤務管理システムから出力される給与支給明細書及び期末、勤勉手当支給明細書をいう。以下同じ。）に広告掲載者○○○○○（以下「受注者」という。）が作成した広告を掲載する。 |

上記の契約については、上記の記載事項及び別添の条項を遵守し、お請けいたします。

（総則）

第１条　発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（広告掲載の条件等）

第２条　受注者は、「宮城県警察広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）」、「宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領（以下「要領」という。）」、「令和７年度宮城県警察勤務管理システム広告掲載募集要項（以下「要項」という。）」に基づき、勤務管理システム内に表示する給与支給明細書等照会画面及び支給明細書に掲載する広告を作成するものとする。

２ 発注者は、前項に基づき受注者が作成した広告を、勤務管理システム内の給与支給明細書等照会画面及び支給明細書に掲載するものとする。

　　（広告掲載月数）

第３条　広告掲載は、〇月（令和〇年〇月分）とする。

　（契約金の支払）

第４条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、発注者が定める日までに、頭書の契約金を発注者に支払わなければならない。

　（延滞金）

第５条 受注者は、前条に定める納入期限までに契約金を支払わないときは、納入期限の翌日から支払った日までの期間について、延滞金を発注者に支払わなければならない。

２　前項の規定による延滞金の額は、当該契約金額について遅延日数に応じ年2.5％（宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第７号）第122条第１項に規定する率）の割合で計算したものとする。ただし、当該金額が100円未満であるときは、その額を切り捨てるものとする。

　　（契約の解除等）

第６条　発注者は、以下に規定する各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、受注者への催告等を行わずに広告掲載の決定の取消し及び契約の解除、又は広告掲載を一時中止することができる。

⑴　指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

⑵　受注者が発注者の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

⑶　受注者が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。

⑷　受注者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

⑸　受注者が、指定する期日までに契約金を納付しなかったとき。

⑹　受注者又は広告の内容が、要綱及び要領に抵触する事実が判明したとき。

⑺　受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

⑻　受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

⑼　受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑽　受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑾　受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

⑿　発注者の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

⒀　広告媒体の掲載を継続することが著しく不適切と判断したとき

２　前項に掲げる場合のほか、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

⑵　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

３　発注者は、第1項及び第２項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、受注者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

４　第１項の規定による広告掲載の取消し等により受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

　（広告掲載の取下げの申し出）

第７条　受注者は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするとき、又は契約を解除しようとするときは、書面により発注者に申し出なければならない。

２　発注者は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに広告掲載の決定を取り消すものとする。

　　（契約金の返還）

第８条　発注者は、徴収した契約金は返還しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がなく発注者が掲載しなかった場合はこの限りではない。

２　次の各号に掲げる事由により発注者が掲載を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

⑴　機器等の保守又は工事を行うとき

⑵　天災、事変その他の非常事態が発生したとき

⑶　その他公益上やむを得ない場合

３　第１項ただし書の場合において返還する金額は、該当掲載期間における広告掲載月数に応じて契約金を返還するものとする。なお、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　前項の規定により返還する契約金には利子を付さない。

　　（契約解除の違約金）

第９条　受注者は、第６条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）及び第７条の規定により契約が解除された場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。この場合、受注者は発注者に対して、契約金の減額、返還及び損害賠償その他一切の請求を行うことができない。

２　前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

　　（損害賠償）

第10条　受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

　　（広告主の責務）

第11条　受注者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

２　第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は、その責任及び負担を負わないものとする。

　　（暴力団員等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第12条　受注者は、本契約の履行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（請書作成等の費用）

第13条 この契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

　　（秘密の保持）

第14条 受注者は、この契約の履行上の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

　　（権利義務の譲渡等）

第15条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又はその権利を担保にしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

　　（契約の更新）

第16条　この契約は、１年単位で４回を限度として広告掲載期間を更新できるものとする。

２　受注者は、この契約を更新しようとするときは、広告掲載期間満了日の14日前までに、発注者に対し文書で契約の更新を申し入れるものとする。

　　（管轄裁判所）

第17条 この契約に対して争いが生じた場合には、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

　　（その他）

第18条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。